

適用法令、条例等				内 容	担当部署	都市計画区域 市街化調整		都市計画 区域外
建築基準法	第42条	道路の定義 2項道路		： 建築基準法に定められる道路であること ： 建築行為等に係る道路拡幅整備に関する指導要綱	建築住宅課			
	第43条	接道義務 (県建築基準法施行条例 第20条、 21条)		： 特建で200㎡をこえるものは4m以上必要 ： 申請敷地内の延べ面積の合計が1,000㎡ をこえるものは6m以上必要 ： 上記以外は2m以上必要		○	○	-
	第56条の2	日影による中高層の 建築物の高さの制限		： 住居系用途地域に影響を与える場合、 別表4(2)該当				
	第22条、第23条	屋根の不燃化、外壁の防火規定		： 準防火地域を除く用途地域内		○	-	-
	第48条 第52条 第53条	用途地域 容積率 建ぺい率		： 建築物の用途の制限 ： 100%、200%、300%、400% ： 50%、60%、70%、80%		○	○	-
都市計画法	第29条	開発行為の許可		： 建築(特定工作物)行為を目的とする 形質の変更(切土、盛土行為：H=1.0m) 区画の変更(道路設置等)	建築住宅課	1,000㎡ 以上	全て	10,000㎡ 以上
	第43条	開発許可をうけた土地以外 の土地における建築等の制限		： 市街化調整区域の建築等の許可		-	○	-
	第53条	建築の許可		： 都市計画施設(都市計画道路)の区域 または市街地開発事業の施行区域	都市政策課	○	○	-
日向市景観条例 (景観法)	第10条	届出が必要な行為		： 細島地区・牧水の里・美々の里・日豊海岸 景観計画				
	第20条	大規模建築物等の新築等の届出 (新築、改築、外観の過半にわたる 色彩の変更時の届出)		： 高さ15mまたは建築面積1,000㎡を超える建築物 ： 高さ3mを超える擁壁、垣、さく、門、塀 ： 高さ6mを超える煙突、排気塔 ： 高さ15mを超えるRC柱、鉄柱、木柱 ： 高さ8mを超える高架水槽、サイロ、物見塔、タンク ： 敷地面積3,000㎡以上のゴルフ練習場、プラント ： 敷地面積1,000㎡以上の屋外物品集積、貯蔵施設		○	○	○
風致地区 地区計画		条例なし		H27.4.1風致地区廃止		-	-	-
	都市計画法 建築基準法	用途、敷地面積、壁面の位置 色彩、形状、外構の制限		： 財光寺南地区、日向市駅周辺地区、財光寺池地区、 中町地区 地区整備計画区域内		○	-	-
日向市特別用途地区 内建築制限条例		大規模集客施設の建築の制限、 禁止		： 床面積1万㎡を超えるもの(劇場、映画館、演芸場、 観覧場、店舗、飲食店、展示場、券売所等)	都市政策課 建築住宅課	準工業地 域に限る	-	-
土地区画整理法	第76条	建築行為等の制限		： 建築行為には許可が必要	市街地整備課	○	-	-
消防法	第9条、第9条の2 第15条、第17条	日向市火災予防条例		： 火気使用に関する条例、住宅用火災報知機の設置 ： 映写室の構造、消防用設備等の設置	日向市消防本部 予防課	○	○	○
高圧ガス保安法	第24条	圧縮天然ガスの設備		： 家庭用設備の設置に係る基準(20L以上120L未満)				
ガス事業法	第40条の4			： ガス消費機器の技術上の基準	九州経済産業局	○	○	○
駐車場法	第20条	附置等に関する条例なし				-	-	-
水道法	第16条			： 給水装置の構造	水道課	○	○	○
下水道法	第10条第1項及び第3項、第25条の2、第30条第1項			： 排水設備の設置、構造	下水道課	○	-	-
宅地造成及び特定盛 土等規制法	第12条第1項、第16条第1項 第30条第1項、第35条第1項			： 宅地造成等工事規制区域 ： 特定盛土等規制区域	宮崎県盛土対策課	○	○	○
屋外広告物法	第3条～第5条	宮崎県屋外広告物条例		： 工作物(屋外広告物)に関する制限あり (禁止物件並びに禁止地域等及び規制地域等)	日向土木事務所	○	○	○
土砂災害防止法	第23条、第24条	特別警戒区域内の制限		： 居室を有する建築物の構造、建築確認の適用		○	○	○
県建築基準法 施行条例	第4条	急傾斜地崩壊危険区域 の建築制限		： 区域内においては建築制限あり 崩壊対策施工済みでも協議・許可が必要		○	○	○
	第5条	がけに近接する建築物 の建築制限		： 高さ2m、傾斜30度を越えるもの	建築住宅課	○	○	○

適用法令、条例等		内 容	担当部署	都市計画区域 市街化	都市計画区域 調整	都市計画 区域外
日向市建築基準法 施行細則	第5条	確認申請書に添付する図書	建築住宅課	○	○	○
	第13条	施工状況報告				
	第16条	垂直積雪量				
	第22条	角地緩和				
	第27条	確認申請手数料等の減免				
第28条		照合票の確認(許可)申請に添付	建築住宅課	-	○	-
用途地域の指定のない区域における建築形態規制値の指定		：容積率200%、建ぺい率70%				
H20.7.25日向市告示第123号		道路斜線勾配1.5、隣地斜線20m+勾配1.25				
日向市建築協定条例 建築基準法第69条		認可事例なし				
建築物省エネ法		省エネ基準適合性判定				
建設リサイクル法		資材の再資源化	建築住宅課 建設課	○	○	○
バリアフリー法		特別特定建築物				
県福祉のまち条例		バリアフリー化				
日向市耳川出水災害 危険区域に関する条 例		耳川出水災害危険区域 の建築制限				
道路法		市道に係る申請				
自然公園法		日豊海岸国定公園	環境政策課	○	○	○
日向市の環境と自然 を守る条例	第27条	開発行為についての届出				
	第29条	家畜飼養施設の新増設の届出				
	第34条	騒音発生施設の届出				
農地法		農地転用、農業振興地域確認	農業委員会	○	○	○
港湾法		第40条第1項				
浄化槽法		第3条	日向保健所、下水道課 建築住宅課	○	○	○
浄化槽法		第3条の2第1項				
日向市浄化槽設置 整備補助金交付要綱		住宅の浄化槽設置補助金	下水道課	○	○	○
県浄化槽指導要領		第4条				
土壌汚染対策法		第4条	日向保健所、 放流先施設管理者	○	○	○
民法		第234条				
風俗営業法			日向警察署	○	○	○
森林法		第10条の2				
日向市伝統的建造物 群保存地区保存条例		第27条	東白杵農林振興局 北部森林管理署	○	○	○
文化財保護法		第93条、第94条				
電波法		第102条の2	九州総合通信局	○	○	○
建設工事公衆災害防 止対策要綱		土木工事編 第32 建築工事編 第17				
		鉄道沿線工事 公共設備等への対策	宮崎総合鉄道事業部等	○	○	○